明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

附則第四項中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）」を「法」に改める。

附則第五項中「一般電気事業者」の下に「（電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）第一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者をいう。次項において同じ。）」を加える。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第百十号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第十二条第二項の規定に基づき、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第百四十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

本則に次の一項を加える。

5　平成二十八年度に係る納付金単価　一キロワット時当たり二・二五円（消費税及び地方消費税の額に相当する額を含む。）

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から適用する。

○国土交通省告示第五百三十七号

道路法第四十七条の三第一項の規定に基づき、道路法第四十七条の三第一項の限度超過車両の通行を誘導すべき道路を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

道路法第四十七条の三第一項の限度超過車両の通行を誘導すべき道路を定める告示の一部を改正する告示

道路法第四十七条の三第一項の限度超過車両の通行を誘導すべき道路を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第千三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一の項から三の項までを次のように改める。

一　一般国道一号	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　東京都中央区日本橋一丁目にある一般国道一号の起点 ロ　横浜市鶴見区下末吉一丁目にある一般国道一号と横浜市道九十八号との交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　横浜市神奈川区立町にある一般国道一号同士の交点 ロ　同市西区浜松町にある一般国道一号と一般国道十六号との交点 三　次に掲げる地点の間で供用されている区間（茅ヶ崎市元町にある一般国道一号と神奈川県道四十五号との交点を経由するものに限る。） イ　藤沢市城南五丁目にある一般国道一号同士の交点 ロ　茅ヶ崎市下町屋一丁目にある一般国道一号同士の交点 四　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　平塚市榎木町にある一般国道一号と一般国道百二十九号との交点 ロ　小田原市風祭字上河原にある一般国道一号同士の交点 五　次に掲げる地点の間で供用されている区間（小田原市入生田にある一般国道一号と小田原市道二千五百十六との交点を経由するものに限る。） イ　小田原市風祭字上河原にある一般国道一号同士の交点 ロ　神奈川県足柄下郡箱根町湯本字山崎にある一般国道一号同士の交点 六　次に掲げる地点の間で供用されている区間（トンネルにより供用されている区間を含むものを除く。） イ　三島市山中新田にある一般国道一号同士の交点 ロ　同市山中新田にある一般国道一号同士の交点 七　次に掲げる地点の間で供用されている区間（島田市佐夜鹿にある一般国道一号と静岡県道三百八十一号との交点を経由するものに限る。） イ　島田市佐夜鹿にある一般国道一号同士の交点 ロ　掛川市日坂にある一般国道一号同士の交点 八　次に掲げる地点の間で供用されている区間（湖南市平松北三丁目にある一般国道一号と湖南市道二百七十五号との交点を経由するものに限る。） イ　甲賀市水口町泉にある一般国道一号同士の交点 ロ　湖南市石部北二丁目にある一般国道一号同士の交点 九　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　京都市伏見区横大路下三栖里ノ内にある一般国道一号と京都市道百八十八号との交点 ロ　寝屋川市寝屋一丁目にある一般国道一号（第二京阪道路）と一般国道一号との交点 十　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　門真市宮前町にある一般国道一号と一般国道百六十三号との交点 ロ　同市ひえ島にある一般国道一号と大阪府道二号との交点
二　一般国道二号	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　大阪市福島区海老江にある一般国道二号と大阪市道十三号との交点 ロ　西宮市甲子園一番町にある一般国道二号と西宮市道五号との交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　倉敷市玉島阿賀崎にある一般国道二号同士の交点 ロ　浅口市金光町佐方にある一般国道二号と岡山県道四百七十一号との交点 三　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　笠岡市西大島新田三丁目にある一般国道二号と岡山県道四十七号との交点 ロ　同市入江にある一般国道二号と岡山県道百九十五号との交点 四　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　笠岡市カブト南町にある一般国道二号と笠岡市道笠岡湾干拓十五号カブト南町線との交点 ロ　同市茂平にある一般国道二号と笠岡市道百四十三号との交点